



日本弁理士会 副会長
板谷康夫

会員 7,000 人を超えた 日本弁理士会の進む方向は如何に

今月のことば

monthly word

1. はじめに

我が国の経産省、農水省、中小企業庁、文科省等の各省庁、自治体、大学等は、こぞって知的財産戦略を推進しており、その渦中において、弁理士は知財に関する専門職として広く認知されつつあり、日本弁理士会（当会）の舵取りは、極めて重要な局面にある。平成 19 年度の中島会長執行部は、弁理士法改正に対応して「プロフェッショナルの真髄を極めよう」とのスローガンのもと、弁理士業務の高度化・広域化に向けての事業計画を策定し、事業展開を開始しつつある。

2. 当会会務運営の現状と今後

当会の事業計画、予算配分等は、当該年度の始まる前に、次年度の正副会長予定者からなる会務検討委員会において検討されるが、時間的にもパワー的にも事業の是非について必ずしも十二分な検証を行えないままに、事務局の助けを借りつつ、また、当会付属機関等からの報告に従い、前年度事業を継承することが多い。年約 20 億円の予算の使い方について、事業の費用対効果のより一層のチェックが成されるべきと思うが、会の発展のために奉仕的に携わっている執行部関係者の努力に感謝しなければならないことから、事業評価はなかなか難しいことである。

ただ、弁理士制度、弁理士会のより一層の発展のためには、多くの会員が会務に関心を持ち、改革の気概を持つ必要があるように思う。また、当会は、在籍 5 年未満の新しい会員がほぼ 2,900 名、全体の 4 割に達し、正に前途洋々たる若くて優秀

な人材豊富な組織体である。このような若手会員が、仕事とスキルアップに忙殺されることなく、当会会務に積極的に参加して戴けるような施策導入に執行部は力を注ぐことが必要であると思う。

3. 機動的な会の体質と運営を目指そう

当会の組織の職務権限、会員の権利・義務、指揮命令系統等につき、多くの会則、会令、内規、規則等が規定され、弁理士関係法規集は分厚くなる一方である。今回の弁理士法改正に伴い、より一層その傾向は強まった。その結果、内部的又は外部的な要請に応じて、例規の一部を改定し、或いは、運用を変更しようとする、多くの関係法規に抵触する局面に会う。一部の組織の職務等について例規上の手当てが成されていないと指摘されることもある。このため、当会の機動的な運用が制限され、先延ばしになることも有り得る。本来は、弁理士関係法規集等は、薄ければ薄い程、好ましく、通常の世界規範から判断できるような事項については細かい規定は作らないように、また、作らなくてよいようにすべきである。その方が、機動的な会務運営が出来ると思う。

4. 当会が知財制度推進の主たるリーダーに

当会には、多くの専門委員会があり、実務的な面での研究は活発であるが、国内外の知財法制度に対する改正等の政策提言という観点では、必ずしも十分な力を発揮できていないように思う。この種の多くの改正は特許庁から一方的に発表されることが多い。特許庁と日本弁理士会は、車の両

輪のごとき関係であってよいのであるから、当会の特許庁と常時、政策面で意見交換をし、時には、当会から、制度設計等について政策提言をできるようにならなければならない。例えば、最近、特許庁は、特許料や商標更新登録料の値下げ予定を発表したが、これなども当会の会員は最もユーザの意見・要望を知っているはずであるから、当会から提言できた内容であろう。また、もの作りの中小企業や個人事業者から、アジアの複数国に亘る共同体意匠法のような制度実現を期待されることがあるが、そのような制度作りこそユーザに対する大きな知財支援策であると思う。

5. 地域知財支援と知財人材育成について

当会は、全国の各種団体・自治体・大学等から知財セミナーや相談会のための講師や相談員等の派遣依頼を多数受け、適宜、本部・支部・支援センター・委員会等から会員を推薦し、派遣している。そのような弁理士による支援活動は、地域社会における知財人材の育成に繋がり、その結果、知財ニーズの掘り起こしになり、経済の活性化に貢献できると思う。また、そのことが社会から期待されているのである。社会からの期待に十分応えるにも、会員は、より一層の研鑽をしていく必要があるし、会としては、そういった業務の遂行を希望する会員に可能な限りチャンスが与えられるように、地域性を考慮しつつ透明性・公平性をもって派遣者を推薦しなければならない。特に、本年度は、特許庁の知財駆け込み寺の依頼事業として発明協会等から、当会に多数の支援員の推薦依頼がある見込みであり、会員の皆様には派遣依頼が来た時には、積極的に応じて戴きたい。

6. 弁理士法改正に対応して

今回の弁理士法改正は、弁理士の知財専門家としての資質の維持向上を図ることと、ユーザが適正な知財サービスを受けられるようにすることが、主たる目的である。そのために、登録前実務修習、既登録者の義務研修、名義貸しの禁止、周辺業務の拡大、外国法実務の標榜、各弁理士の情報公開などの規定が盛り込まれた。権利と義務は

一体的にあり、当会及び会員の負担は増大するが、弁理士の社会的責務・信頼性向上には意義があるものと理解している。なかでも、義務研修については、むしろ職域拡大のチャンスとして捉え、弁理士が事業経営に直結した知財コンサルをワンストップサービスできるように成るためのコンテンツを会として提供し、会員もそのような研修を積極的に受講し、社会から弁理士による知財コンサルが認知されるように努力すべきである。なお、大学で講師等をしている会員や先端技術についての外部セミナー等を受講した会員については、一部義務研修の受講を免除すべきであろう。

7. 当会における会員の権利と義務について

当会は、会員による会費と会員の相互ボランティア的な会務活動とによって成り立っていると言える。従って、全会員は、会務に参加し協力する義務があり、また、会務参加のインセンティブを高めるために、適当なポイント制を導入すべきである。さらには、委員会による委員活動は、会員個人の勉強に終わったり一部会員のためだけに終わるのでなく、その成果が全会員のために公開されなければならない。なお、当会の、役員、委員会や附属機関の長、講師、外部委員等の全ての役職について、機会均等と公正性を担保し、かつ、後継者を育てるためにも、永年に亘る留任は避けて適宜に後継に道を譲るべきであろう。

8. 弁理士業ビジネスの将来について

弁理士は、顧客の期待に十分に応えられるには、職域の専権部分で、高度・複雑化した先端技術を理解し、発明を生み出し権利を創造し、発明の進歩性や技術的範囲をよりの確に判断できなければならないことは勿論のこと、企業経営により一層参画するには、専権部分だけでなく、周辺業務として、技術開発の水先案内人となり、開発技術の技術標準化、権利のライセンス活動といったビジネスモデルを策定し、知的創造サイクルを効果的に実施できなければならない。これらのスキルは、多くの場合、会社等勤務ではOJTにより習得できるが、本人の学習意欲によるところが多

い。当会としては、現在、アキバで実施している「知財アカデミィ」を発展させて、より多くの会員が受講できる研修の一環と位置づけるようにしたいものである。

9. 当会の本部と支部、附属機関等について

昨年度に全国9支部化が達成され、各支部において、独自に事業計画、予算が決められ、運営されるようになった。本会としては、支部の自主性を尊重しつつ、会員問題や会計処理等については全体として統一を図らなければならない。ところが、会員が比較的多く、実績のある近畿・東海等の支部は、本部からの支援なしに殆どの事業を実施可能であるが、会員が少ない地域の支部では、知財支援活動などについて支部会員の負担が大きくなり過ぎることから、支部からの要請に応じて、本会や附属機関の支援センター等が協力する必要があるし、支援用のコンテンツ等は可能な限り当会の資産として継承されるべきである。また、関東支部は、会員が5,000人にも達し、組織的に本会と重複するところがあることから、屋上屋にならないように気を付けなければならない。なお、研修事業については、本部・支部を問わず、いつでもどこでも主要な研修を受講できるように、研修コンテンツのeラーニング化、DVD化に努める必要がある。

10. 広い意味での会館問題

一部にもっと大きな弁理士会館を、という声がある。しかしながら、現会館は、官庁街たる「霞ヶ関」にあって、そのことが社会的なステイタスであり、また、特許庁の隣にあって多くの会員にとって利便性も高い。従って、本部は現会館のままでよいと思う。ただ、来年度から始まる会員義務研修の会場として、現会館だけでは、手狭になることが予想される。そこで、広い意味での会館問題として、適当な場所の施設を賃借等して、弁理士会研修センターとするようなことも考えなければならない。このとき、東京分室・アキバウイングの「ダイビル」の賃貸も総合的に検討されなければならない。また、実現の可能性は別として、特許庁、知財協、発明協会等に働きかけて、共同して知財研修センターのようなものを構築することを模索しても良いのではと思う。

11. おわりに

弁理士会は、言うまでもなく、弁理士により運営されている。もっともっと多くの会員が、会務に積極的に参加し、弁理士会・弁理士制度の将来を考え、中長期的な政策提言ができるような体質に成らなければならないと思う。私は、弁理士、弁理士会、さらには知財制度のため、甚だ微力ではありますが、副会長として責務を遂行すべく努力いたしますので、皆様のご指導・ご支援の程を、宜しくお願い申し上げます。